

# 令和2年 第1回定例教育委員会

令和2年1月30日(木)  
午後1時30分  
宮代町役場204会議室

## 1 開会の宣言

教育長

## 2 挨拶

## 3 概要報告

## 4 事務局報告

- (1) 学校教育関係 . . . . . P1
  - ア 2月の行事予定について
  - イ 2月の事業予定について
- (2) 生涯学習関係 . . . . . P3
  - 2月の事業予定について

## 5 審議事項

- 議案第 1号 宮代町社会教育指導員に関する規則を廃止する規則につき議決を求めることについて . . . . . P4
- 議案第 2号 宮代町教育相談室設置規則を廃止する規則につき議決を求めることについて . . . . . P6
- 議案第 3号 宮代町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則につき議決を求めることについて . . . . . P8
- 議案第 4号 宮代町さわやか相談員設置要綱を廃止する告示につき議決を求めることについて . . . . . P11
- 議案第 5号 宮代町教育委員会臨時的職員取扱規程を廃止する訓令につき議決を求めることについて . . . . . P13
- 議案第 6号 宮代町教育委員会会計年度任用職員取扱規程を定める訓令につき議決を求めることについて . . . . . P15
- 議案第 7号 宮代町さわやか相談員設置規程を定める訓令につき議決を求めることについて . . . . . P21
- 議案第 8号 宮代町立小・中学校職員服務規程の一部を改正する訓令につき議決を求めることについて . . . . . P24
- 議案第 9号 宮代町社会教育指導員設置に関する規程を定める訓令につき議決を求めることについて . . . . . P27

議案第10号 宮代町教育相談室設置規程を定める訓令につき議決を求める  
ことについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P29

6 その他

7 次回教育委員会について

8 閉会宣言 教育長

## (1) 学校教育関係

ア 2月の行事予定について

須賀小：須 百間小：百 東小：東 笠原小：笠 / 須賀中：須 百間中：百 前原中：前

日付	小学校	中学校
1日(土)		
2日(日)		
3日(月)	入学説明会(百)	新入生説明会(全中学校)
4日(火)	入学説明会(須・笠)	
5日(水)		PTAあいさつ運動(百)
6日(木)		3年期末テスト～3/7(百)
7日(金)	オープン参観(須) 学校公開日・評議員・学校関係者評価 委員会(東)	
8日(土)		
9日(日)		
10日(月)	薬物乱用防止教室(須)	
11日(火)	建国記念の日	建国記念の日
12日(水)	感謝集会(百)	PTAあいさつ運動(百)
13日(木)	6年英検 Jr. ブロンズ(全小学校)	
14日(金)		3年期末試験、1・2年実力テスト(須)
15日(土)		
16日(日)		
17日(月)		高校入試願書受付～3/18
18日(火)		期末テスト～3/19(前)
19日(水)	感謝集会・第2回学校応援団連絡 協議会(須)	PTAあいさつ運動(百)
20日(木)	学習参観・懇談会<中高>(須) 1・2・5・特支授業参観日(百) 小中連絡会(百・前中)	

21日(金)	ふれあいデー 短なわ大会・学習参観・懇談会・ 学校評議員会<低・特>(須) 3・4・6年授業参観日(百)	ふれあいデー
22日(土)		
23日(日)	天皇誕生日	天皇誕生日
24日(月)	振替休日	振替休日
25日(火)	民生児童委員連絡会議(須・東) 授業参観・懇談会(笠)	
26日(水)	幼保小連絡会(笠)	PTA あいさつ運動(百)
27日(木)	学校関係者評価委員会(百)	
28日(金)	6年生を送る会(須・百・笠) 学習参観・懇談会(東)	県公立高等学校学力検査 1・2年期末テスト～3/1日(須・百)

イ 2月の事業予定について(教育委員会)

日付	内 容	場 所
27日(木)	社会科副読本編集委員会	役場204会議室

## (2) 生涯学習関係

2月の事業予定について（教育委員会主催事業）

日 時	内 容	場 所
15日（土） 14:00～16:00	<p><b>さいかつぼーる体験（第9回/全10回）</b></p> <p>■仕事や家庭等で運動から縁が遠くなってしまった方々などを対象に埼玉葛地区発祥のさいかつぼーるを通して、スポーツに親しむ機会を提供する。</p> <p>●内容：さいかつぼーる</p> <p>●対象：小学校4年生以上</p>	ぐるる宮代 （サブアリーナ）
15日（土） 29日（土） 14:00～16:00	<p><b>チャレンジ（第13回、14回/全15回）</b></p> <p>第13回 ラグビー [15日 ぐるる宮代]</p> <p>第14回 ミニバス [29日 百間小体育館]</p> <p>■多くのスポーツ種目の楽しさと基本動作を知ることにより、自分に合った興味の持てるスポーツに出会うことを目的として実施する。</p> <p>●対象：小学校3・4年生</p>	ぐるる宮代 （メインアリーナ） 百間小体育館
19日（水） 14:45-17:00	<p><b>放課後子供教室（モデル事業） 第7回</b></p> <p>■児童が放課後に安心・安全に過ごせる場を確保するとともに、学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動に取り組む機会を提供する。</p> <p>●会場：百間小学校（多目的教室、校庭、体育館等）</p> <p>●対象：百間小学校在籍児童（参加登録申込者33名）</p> <p>●内容：自主学習、自由遊び、プログラム（昔遊び／さわやかクラブ連合会）</p>	百間小学校
【参考】 16日（日）	<p><b>彩の国21世紀郷土かるた 埼玉北大会</b></p> <p>■郷土埼玉が育てた人物や美しい自然・文化や産物を心に描きながらかるたを楽しむ。個人戦及び団体戦。</p> <p>●対象：みやしろ大会（1月19日開催）の個人戦及び団体戦の上位4位までが出場</p>	久喜市 毎日興行アリーナ （久喜市総合体育館）

### 【公民館避難訓練】

公民館定例利用団体を対象として、避難訓練及び応急手当訓練を実施。

百間公民館 2月 3日（月） 14時～15時30分

川端公民館 2月17日（月） 14時～15時30分

議案第 1 号

宮代町社会教育指導員設置に関する規則を廃止する規則につき議決を求める  
ことについて

別紙のとおり宮代町社会教育指導員設置に関する規則を廃止することについて議  
決を求める。

令和2年1月30日提出

宮代町教育委員会  
教育長 中村敏明

提 案 理 由

会計年度任用職員制度導入に伴い、規則を廃止し、宮代町社会教育指導員設置に関  
する規程を制定する必要があるため、この案を提出するものである。

宮代町教委規則第 号

宮代町社会教育指導員設置に関する規則を廃止する規則

宮代町社会教育指導員設置に関する規則（昭和47年宮代町教委規則第2号）は、  
廃止する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

議案第 2 号

宮代町教育相談室設置規則を廃止する規則につき議決を求めることについて  
別紙のとおり宮代町教育相談室設置規則を廃止することについて議決を求める。

令和2年1月30日提出

宮代町教育委員会  
教育長 中村 敏 明

提 案 理 由

会計年度任用職員制度導入に伴い、規則を廃止し、宮代町教育相談室設置規程を制定する必要があるため、この案を提出するものである。

宮代町教委規則第 号

宮代町教育相談室設置規則を廃止する規則

宮代町教育相談室設置規則（昭和62年宮代町教委規則第1号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

議案第 3 号

宮代町教育委員会事務局組織規則の一部改正につき議決を求めることについて

別紙のとおり宮代町教育委員会事務局組織規則の一部改正することについて議決を求める。

令和2年1月30日提出

宮代町教育委員会  
教育長 中村敏明

提 案 理 由

会計年度任用職員制度導入に伴い、宮代町教育委員会事務局組織規則を一部改正する必要があるため、この案を提出するものである。

宮代町教委規則第 号

宮代町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

宮代町教育委員会事務局組織規則（平成6年宮代町教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第30号中「学校用務員、」を削る。

第4条第10号を削る。

第5条第9項中「用務員、」を削る。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

宮代町教育委員会事務局組織規則 新旧対照表

(下線部分が改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(教育推進課の分掌事務)</p> <p>第3条 教育推進課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(29) (略)</p> <p>(30) _____学校用務補助員に関すること。</p> <p>第4条 事務局に、法令に特別の定めがあるもののほか、次の職を置く。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <hr/> <p>第5条 課長は、教育長を補佐し、行政の一般方針及び重要な政策事項を決定するための総括的な審議を行うとともに、上司の命を受けて所管事務を統括及び掌理し、関係職員を指揮監督する。また、最重要事項などの担当事務については、関係職員とともに処理する。</p> <p>2～8 (略)</p> <p>9 _____嘱託員及び学校用務補助員は、上司の命を受け、定型的事務又は労務に従事する。</p>	<p>(教育推進課の分掌事務)</p> <p>第3条 教育推進課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(29) (略)</p> <p>(30) <u>学校用務員</u>、学校用務補助員に関すること。</p> <p>第4条 事務局に、法令に特別の定めがあるもののほか、次の職を置く。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p><u>(10) 用務員</u></p> <p>第5条 課長は、教育長を補佐し、行政の一般方針及び重要な政策事項を決定するための総括的な審議を行うとともに、上司の命を受けて所管事務を統括及び掌理し、関係職員を指揮監督する。また、最重要事項などの担当事務については、関係職員とともに処理する。</p> <p>2～8 (略)</p> <p>9 <u>用務員</u>、嘱託員及び学校用務補助員は、上司の命を受け、定型的事務又は労務に従事する。</p>

議案第 4 号

宮代町さわやか相談員設置要綱を廃止する告示につき議決を求めることについて

別紙のとおり宮代町さわやか相談員設置要綱を廃止することについて議決を求める。

令和2年1月30日提出

宮代町教育委員会  
教育長 中村 敏 明

提 案 理 由

会計年度任用職員制度導入に伴い、告示を廃止し、宮代町さわやか相談員設置規程を制定する必要があるため、この案を提出するものである。

宮代町さわやか相談員設置要綱を廃止する告示

宮代町さわやか相談員設置要綱（平成24年宮代町教育委員会告示第7号）は、廃止する。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

議案第 5 号

宮代町教育委員会臨時的職員取扱規程を廃止する訓令につき議決を求めることについて

別紙のとおり宮代町教育委員会臨時的職員取扱規程を廃止することについて議決を求める。

令和2年1月30日提出

宮代町教育委員会  
教育長 中村敏明

提 案 理 由

会計年度任用職員制度導入に伴い、宮代町教育委員会臨時的職員取扱規程を廃止し、宮代町教育委員会会計年度任用職員取扱規程を制定する必要があるため、この案を提出するものである。

宮代町教育委員会臨時的職員取扱規程を廃止する訓令  
宮代町教育委員会臨時的職員取扱規程（平成23年宮代町教育委員会訓令第1号）  
は、廃止する。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

議案第 6 号

宮代町教育委員会会計年度任用職員取扱規程を定める訓令につき議決を求め  
ることについて

別紙のとおり宮代町教育委員会会計年度任用職員取扱規程を定めることについて  
議決を求める。

令和2年1月30日提出

宮代町教育委員会  
教育長 中村敏明

提 案 理 由

会計年度任用職員制度導入に伴い、宮代町教育委員会会計年度任用職員取扱規程を  
制定する必要があるため、この案を提出するものである。

## 宮代町教育委員会会計年度任用職員取扱規程

### (目的)

第1条 この訓令は、宮代町教育委員会(以下「教育委員会」という。)において任用する会計年度任用職員の勤務条件等を明確にすることにより、人事管理の適正を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この訓令において「会計年度任用職員」とは、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号又は同項第2号に規定する職員をいう。

2 会計年度任用職員は、別表第1に掲げる第1種(以下「第1種」という。)と同表に掲げる第2種(以下「第2種」という。)の職とする。

### (任命)

第3条 教育委員会は、会計年度任用職員を任用するときは、面接等により適任者を選考するものとする。

### (任期)

第4条 会計年度任用職員の任用期間は、その任用する日から同日の属する会計年度の末日までの期間の範囲内で教育委員会が定める期間とする。ただし、再任を妨げない。

2 勤務成績不良のほか職務に堪えないことが明らかとなったときは、前項により定められた任期を短縮し、又は免職することができるものとする。

### (任免)

第5条 会計年度任用職員の任免は、宮代町会計年度任用職員取扱規程(令和元年宮代町訓令第26号)第5条に定めるところによる。

### (非常勤講師等の資格要件)

第6条 第2種の職については、次の要件をすべて満たす者でなければならない。

(1) 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第5号に基づく免許状を有していること。ただし、非常勤講師、非常勤指導主事、教育相談員以外の職は、この限りでない。

(2) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条及び学校教育法(昭和22年法律第26号)第9条に規定する欠格事項に該当していないこと。

(3) 任用時における健康診断において、職務の遂行に支障がないと判定されていること。健康診断については、胸部レントゲン検査で支障がないと判定されていれば差し支えない。なお、個人で受診した場合の有効期間は、任用日の3箇月前まで、定期健康診断は、任用日の1年前までとする。

### (勤務評定)

第7条 第2種の職について教育長は、学期が終了する1月前までに、学校長及び教頭から勤務評定票(様式第1号の1又は様式第1号の2)の提出を求めるものとする。

2 教育委員会は、勤務評定票に基づき第2種の職の評価をするものとする。この場

合において、必要に応じ、学校長及び教頭からの意見を求めるものとする。

(指揮監督)

第8条 教育長は、第2種の職の出勤状況その他勤務状況等を的確に把握するとともに、これらの職の職務の遂行について、指揮監督するものとする。

(給与等)

第9条 会計年度任用職員の給料、報酬、手当及び費用弁償については、宮代町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年宮代町条例第17号)の定めるところによる。

(勤務時間等)

第10条 会計年度任用職員の勤務時間は、この規程に定めるもののほか、宮代町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則(令和元年宮代町規則第55号)(以下「勤務時間等規則」という。)に定める基準に従い、所属長が別に定める。

2 第2種の職の勤務日は、原則として1週につき5日以内とする。

3 第2種の職の勤務時間は、週38時間以内とし、当該職の所属する学校長が割り振る。

4 勤務時間には、必要に応じ教材研究(授業に係る打ち合わせの時間を含む。)の時間を含むことができる。

(年次有給休暇)

第11条 会計年度任用職員の年次有給休暇は、勤務時間等規則第4条及び宮代町会計年度任用職員取扱規程第8条に定めるところによる。

2 年次有給休暇を取得するときは、所属する学校長又は所属長の承認を得なければならない。

(年次有給休暇以外の休暇等)

第12条 会計年度任用職員の年次有給休暇以外の休暇等は、勤務時間等規則に定める基準に従い、必要に応じて付与する。

2 前条及び前項に定めるもののほか、会計年度任用職員の勤務条件等については、教育委員会が別に定める。

(社会保険の適用)

第13条 教育委員会は、必要に応じ、健康保険法(大正11年法律第70号)に定める健康保険、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)に定める厚生年金保険及び雇用保険法(昭和49年法律第116号)に定める雇用保険に加入させるものとする。

(災害補償)

第14条 会計年度任用職員の災害補償については、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年宮代町条例第11号)又は地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)の定めるところによる。

(委任)

第15条 この訓令に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1

区分	職種
第1種	一般事務、資料整理作業員、屋外展示物等管理作業員、発掘作業員、発掘調査員、さわやか相談員、ボランティア相談員、学校用務補助員、社会教育指導員
第2種	非常勤講師、非常勤指導主事、教育相談員、英語活動等非常勤講師、特別支援教育サポーター、不登校対策学習支援員

様式第1号の1(第7条関係)

年度 勤務評定票(小学校)

○学校名( 小学校 ) ○職名( ) ○氏名( ) ○職員番号( )

評定日: 年 月 日

19

評価領域		教頭	校長	行動プロセスに関する着眼点	
I 教科指導等	指導計画の作成・改善			<ul style="list-style-type: none"> <li>・学習指導要領を踏まえ、生徒の実態に即した指導計画を作成している。</li> <li>・授業の充実を図るため、常に教材研究に努めている。</li> <li>・適切な指導計画に基づき、年間を通じて計画的に授業を進めている。</li> <li>・日頃から指導計画を見直し、その工夫・改善に努めている。</li> </ul>	
	学習指導と評価			<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童に対する発問、指示、板書などが適切で、授業が円滑に展開されている。</li> <li>・児童一人ひとりの学習状況を把握し、個に応じた指導、支援を行っている。</li> <li>・指導方法や指導形態を工夫して、児童の主体的な学習活動を展開している。</li> <li>・指導と評価の一本化を図り、指導の改善や児童の学習意欲の向上に努めている。</li> <li>・学校の教育活動全体を通じて、道徳教育の充実に努めている。</li> </ul>	
II 学年・学級経営・生徒指導等	学年・学級経営・生徒指導等			<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童が協力して、より良い生活を築こうとする自主的、実践的態度を育成している。</li> <li>・学級、学年集団を適切に指導するとともに、児童一人ひとりの良さを生かしている。</li> <li>・教育相談的な対応に心がけ、児童理解に努めながら、適切な生徒指導を行っている。</li> <li>・教員間で学年運営上の課題を共有するなど、相互理解に努めている。</li> <li>・家庭や地域との情報交換を行い、連携して指導している。</li> </ul>	
III その他の校務等	校務分掌等			<ul style="list-style-type: none"> <li>・組織の一員として、管理職や他の職員と協力・協働し、学校運営に貢献している。</li> <li>・校務分掌の意義や自らの役割を理解し、適切な活動を展開し、責任を果たしている。</li> <li>・分掌等の課題について改善策を示すなど、学校運営に参画している。</li> <li>・保護者や地域と連携し、開かれた学校づくりを推進している。</li> <li>・教育公務員としての基本的な職責を自覚して職務にあたっている。</li> </ul>	
総合評価				所見・特記事項	

○学校名( ) 中学校) ○職名( ) 年度 勤務評定票(中学校) ) ○氏名( ) ) ○職員番号( ) )  
 評定日: 年 月 日

評価領域		教頭	校長	行動プロセスに関する着眼点	
I 教科指導等	指導計画の作成・改善			<ul style="list-style-type: none"> <li>・学習指導要領を踏まえ、生徒の実態に即した指導計画を作成している。</li> <li>・授業の充実を図るため、常に教材研究に努めている。</li> <li>・適切な指導計画に基づき、年間を通じて計画的に授業を進めている。</li> <li>・日頃から指導計画を見直し、その工夫・改善に努めている。</li> </ul>	
	学習指導と評価			<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒に対する発問、指示、板書などが適切で、授業が円滑に展開されている。</li> <li>・生徒一人ひとりの学習状況を把握し、個に応じた指導、支援を行っている。</li> <li>・指導方法や指導形態を工夫して、生徒の主体的な学習活動を展開している。</li> <li>・指導と評価の一本化を図り、指導の改善や生徒の学習意欲の向上に努めている。</li> </ul>	
II 学年・学級経営・生徒指導等	学年・学級経営・生徒指導等			<ul style="list-style-type: none"> <li>・集団や社会の一員としての自覚を養い、望ましい生活習慣を育成している。</li> <li>・教員間で学年運営上の課題を共有するなど、相互理解に努めている。</li> <li>・教育相談的な対応に心がけ、生徒理解に努めながら、適切な生徒指導を行っている。</li> <li>・生徒一人ひとりの特性を考慮に入れた進路指導を行っている。</li> <li>・家庭や地域との情報交換を行い、連携して指導している。</li> </ul>	
III その他の校務等	校務分掌等			<ul style="list-style-type: none"> <li>・組織の一員として、管理職や他の職員と協力・協働し、学校運営に貢献している。</li> <li>・校務分掌の意義や自らの役割を理解し、適切な活動を展開し、責任を果たしている。</li> <li>・分掌等の課題について改善策を示すなど、学校運営に参画している。</li> <li>・保護者や地域と連携し、開かれた学校づくりを推進している。</li> <li>・教育公務員としての基本的な職責を自覚して職務にあたっている。</li> </ul>	
総合評価				所見・特記事項	

議案第 7 号

宮代町さわやか相談員設置規程を定める告示につき議決を求めることについて

別紙のとおり宮代町さわやか相談員設置に関する規定を定めることについて議決を求める。

令和2年1月30日提出

宮代町教育委員会  
教育長 中村 敏 明

提 案 理 由

会計年度任用職員制度導入に伴い、宮代町さわやか相談員設置規程を制定する必要があるため、この案を提出するものである。

## 宮代町さわやか相談員設置規程

### (趣旨)

第1条 いじめ、不登校等による児童生徒の心の問題の重要性にかんがみ、児童生徒及び保護者との相談等に応じるとともに、学校、家庭及び地域社会との連携を図るため、宮代町さわやか相談員(以下「さわやか相談員」という。)を設置する。

### (身分)

第2条 さわやか相談員の身分は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員とする。

### (任用)

第3条 宮代町教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、さわやか相談員を任命し、町内の各中学校に配置するものとする。

### (任用期間)

第4条 さわやか相談員の任用期間は、その任用の日から同日の属する会計年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

### (業務)

第5条 さわやか相談員は、配置された中学校(以下「配置校」という。)の長の指揮監督の下、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 児童生徒との相談及び児童生徒に対する援助
- (2) 教職員との連携
- (3) 学校、家庭及び地域との連携
- (4) いじめ、不登校等への対応

### (報酬等)

第6条 さわやか相談員の報酬、手当及び費用弁償については、宮代町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年宮代町条例第17号)に定める基準に従い、必要に応じて付与する。

### (勤務日等)

第7条 さわやか相談員の勤務日は週5日とし、勤務時間は週25時間とする。

2 さわやか相談員の勤務日及び勤務時間の割振りは、配置校の長が定めるものとする。

### (勤務状況報告)

第8条 宮代町教育委員会教育長(以下「教育長」という。)は、必要があると認めるときは、配置校の長に対し、さわやか相談員の勤務状況等について報告を求めることができる。

### (休暇)

第9条 さわやか相談員の休暇については、宮代町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則(令和元年宮代町規則第55号)に定める基準に従い、必要に応じ付与する。

### (災害補償)

第10条 さわやか相談員が公務等に起因して負傷し、病気にかかり、又は死亡した場合には、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の定めるところにより補償するものとする。

### (委任)

第11条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

議案第 8 号

宮代町立小・中学校職員服務規程の一部改正につき議決を求めることについて

別紙のとおり宮代町立小・中学校職員服務規程の一部改正することについて議決を求める。

令和2年1月30日提出

宮代町教育委員会  
教育長 中村 敏 明

提 案 理 由

会計年度任用職員制度導入に伴い、宮代町立小・中学校職員服務規程を一部改正する必要があるため、この案を提出するものである。

宮代町教委訓令第 号

宮代町立小・中学校職員服務規程（平成23年宮代町教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第20条第1項中「職員」の次に「(非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）を除く。）」を加える。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

宮代町立小・中学校職員服務規程 新旧対照表

(下線部分が改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(兼職及び他の事業等への従事等)            第20条 職員(非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。)を除く。)は、教育に関する他の職を兼ね、若しくは教育に関する他の事業若しくは事務に従事し、又は営利企業に従事等しようとするときは、様式第9号による兼職(業)承認(許可)願をもって教育委員会に願い出なければならない。</p>	<p>(兼職及び他の事業等への従事等)            第20条 職員_____は、教育に関する他の職を兼ね、若しくは教育に関する他の事業若しくは事務に従事し、又は営利企業に従事等しようとするときは、様式第9号による兼職(業)承認(許可)願をもって教育委員会に願い出なければならない。</p>

議案第 9 号

宮代町社会教育指導員設置に関する規程を定める訓令につき議決を求めることについて

別紙のとおり宮代町社会教育指導員設置に関する規程を定めることについて議決を求める。

令和2年1月30日提出

宮代町教育委員会  
教育長 中村敏明

提 案 理 由

会計年度任用職員制度導入に伴い、宮代町社会教育指導員設置に関する規程を制定する必要があるため、この案を提出するものである。

## 宮代町社会教育指導員設置に関する規程

### (設置)

第1条 宮代町教育委員会事務局に社会教育指導員(以下「指導員」という。)を置くことができる。

### (職務)

第2条 指導員は、社会教育の振興のため、次の職務を行う。

- (1) 社会教育の特定分野についての直接指導を行い学習相談に応ずること。
- (2) 社会教育関係団体の育成に努めること。
- (3) その他社会教育事業に協力すること。

### (任期)

第3条 指導員の任期は、その任用の日から同日の属する会計年度の末日までとする。ただし、再任することができる。

### (勤務)

第4条 指導員は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員とし、その勤務は週4日以上とする。

### (報酬等)

第5条 指導員の報酬、手当及び費用弁償については、宮代町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年宮代町条例第17号)の定めるところによる。

### (委任)

第6条 この訓令に定めるもののほか、指導員に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

### 附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

議案第 10 号

宮代町教育相談室設置を定める規程につき議決を求めることについて  
別紙のとおり宮代町教育相談室設置規程を定めることについて議決を求める。

令和2年1月30日提出

宮代町教育委員会  
教育長 中村 敏 明

提 案 理 由

会計年度任用職員制度導入に伴い、宮代町教育相談室設置規程を制定する必要があるため、この案を提出するものである。

## 宮代町教育相談室設置規程

### (設置)

第1条 宮代町教育委員会に教育相談室(以下「相談室」という。)を設置する。

### (目的)

第2条 相談室は、幼児、児童及び生徒(以下「生徒等」という。)の教育上の諸問題につき、家庭、学校その他からの相談に応じ、心身ともに健康な人間の育成に寄与することを目的とする。

### (業務)

第3条 相談室は、目的達成のため次の業務を行う。

- (1) 生徒等及びその保護者からの教育上の諸問題に係わる相談に関すること。
- (2) 町立小中学校(以下「学校」という。)の教職員からの生徒等の指導に係わる相談に関すること。
- (3) 学校、保育所及びその他関係機関との教育相談活動における連携に関すること。
- (4) 学校の教職員の各種研修等における指導助言に関すること。

### (組織)

第4条 相談室は、室長及び相談員を置く。

### (室長)

第4条の2 相談室長には、当分の間、教育長を充てる。

### (相談員)

第4条の3 相談員は、教育委員会が任用する。

- 2 相談員は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員とする。

### (任期)

第5条 相談員の任期は、その任用の日から同日の属する会計年度の末日までとする。

### (勤務時間)

第6条 相談員の勤務時間は、宮代町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則(令和元年宮代町規則第55号)に定める基準に従い教育長が別に定める。

### (経費)

第7条 教育相談室の経費は、町教育費をもって充てる。

### (委任)

第8条 この訓令に定めるもののほか、教育相談室に関し必要な事項は、教育長が定める。

### 附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。